

薬生食輸発1126第1号
令和2年11月26日

各検疫所長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

食品衛生法第26条第3項に基づく検査命令の実施について
(中国産にんじんのジメトモルフ)

標記については、令和2年3月30日付け薬生食輸発0330第1号（最終改正：令和2年11月20日付け薬生食輸発1120第1号）により通知したところである。
今般、輸入時のモニタリング検査において中国産にんじんからジメトモルフを検出したことから、同通知の別添1を下記のとおり改正するので、御了知の上、関係事業者等への周知方よろしく願います。

記

別添1の中国の項中、

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
にんじん及びその加工品（簡易な加工に限る。）	一	トリアジメノール	別表1の3によること。	平成17年1月24日付け食安発第0124001号「食品に残留する農薬、飼料添加物又は動物用医薬品の成分である物質の試験法について」によること。	基準値(0.1ppm)を超えるトリアジメノールが検出されるおそれがあるため。

を

製品検査の対象食品等	条件	検査の項目	試験品採取の方法	検査の方法	検査を受けることを命ずる具体的理由
------------	----	-------	----------	-------	-------------------

にんじん及び その加工品（簡 易な加工に限 る。）	—	<u>ジメト モルフ トリア ジメノ ール</u>	別表 1 の 3 に よるこ と。	平成17年1月24日付け食安 発第0124001号「食品に残 留する農薬、飼料添加物又 は動物用医薬品の成分で ある物質の試験法につい て」によること。	<u>基準値（0.01ppm） を超えるジメトモ ルフ及び基準値 （0.1ppm）を超え るトリアジメノー ルが検出されるお それがあるため。</u>
------------------------------------	---	---	----------------------------	---	---

に改める。